

高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が、新たな分野へ進出するための新商品や新サービスの開発、試作品の作成及び既存製品の高付加価値化を図るための事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めることにより、その成長を志向する市内の中小企業者を後押しし、もって地域経済の活性化が促進されることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 会社 株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、共同会社及び士業法人をいう。
- (3) 士業法人 監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者であつて、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 市内に住所を有する個人
 - イ 市内に主たる事業所を有する会社
 - ウ 法第2条第1項第6号から第8号までに掲げる者であつて、市内に主たる事務所を有するもの
- (2) 事業収入を得ている者であること。
- (3) 今後も市内で事業を継続する意思を有している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者であって、事業を営む法人をいう。以下同じ。）が所有している者（個人を除く。この号において同じ。）

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 第7条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者

(3) 過去に本補助金の交付を受けている者

(4) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）と同一の事業に対して、国、県その他各種団体等からこの要綱に定める補助金とは別の補助金の交付を受けた、又は受ける者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者

(7) 政党その他の政治団体

(8) 宗教上の組織又は団体

(9) 法人格のない任意団体

(10) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告

示第403号)に基づく指名停止措置が講じられている者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が取り組む、実用化につながる新商品や新サービスの開発、試作品の作成及び既存製品の高付加価値化を図る事業とする。ただし、国、県その他各種団体等の他の補助金と重複する事業については、補助対象事業に含まないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税の額に相当する額は含まない。）のうち、別表第1の補助対象経費欄に掲げるものその他市長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パソコン等補助対象事業以外の事業への転用が容易と認められる機器等の購入費、文房具等の事務用品その他補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が150万円を超えるときは、150万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交

付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業実施スケジュール(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) 誓約書(様式第5号)
- (5) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することでの
きる書類
- (6) 事業計画書に記載された取組内容を補足するための具体的な内容を確
認することのできる書類
- (7) 履歴事項全部証明書(申請者が個人の場合にあっては住民票の写し)
(発行後3月以内のものに限る。)
- (8) 直近3か年の確定申告書等の写し(申請者が個人の場合に限る。)
- (9) 直近3期分の貸借対照表及び損益計算書等(申請者が法人の場合に限
る。)
- (10) 本市の市税に係る滞納無証明書
- (11) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、補助対象事
業が次の各号に掲げる基準を満たしているかを審査し、必要に応じて実地調
査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- (1) 新規性・革新性
- (2) 市場性・成長性
- (3) 妥当性
- (4) 実現可能性
- (5) 地域経済活性化への波及効果
- (6) その他市長が定める基準

2 市長は、前項の審査に当たっては、中小企業診断士等に対して意見を求め、
出された意見を参酌してその決定を行うものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付するこ

とができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付決定通知書（様式第6号）（以下「交付決定通知書」という。）又は高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

(契約等)

第10条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、次に掲げる契約を締結しようとする場合は、原則として、2者以上の事業者から見積りを徴取し、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を契約の相手方として選定するものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2号、第5号、第6号又は第7号の規定の趣旨を踏まえ、複数の事業者から見積りを徴取することが困難又は不適当であると認める場合は、この限りでない。

(1) 1件当たりの金額が100万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を超える売買、請負その他の契約

(2) 中古の物品の購入の契約

(着手届及び完了届)

第11条 補助事業者は、補助事業に着手したときは高松市需要開拓促進事業（研究開発）着手届（様式第8号）を、当該補助事業が完了したときは高松市需要開拓促進事業（研究開発）完了届（様式第9号）を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金変更交付申請書（様式第10号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合を除く。

(1) 次のアからエまでに掲げる条件のいずれかに該当する場合であって補

助金の額に影響しない場合

- ア 収支予算書の支出の部の区分に応じ計上された額の変更であって経費使用の効率化に資する場合。ただし、補助対象経費の区分に応じ計上された額をその 100 分の 20 の範囲内で増加又は減少させるものである場合に限る。
- イ 収支予算書の支出の部の内訳欄に記載した経費による購入点数の変更
- ウ 収支予算書の支出の部の予算額欄に記載した額から値引きがあった場合又は物価高騰等の影響により増額の価格改定がされた場合
- エ その他市長が適当と認める場合

(2) 次のアからウまでに掲げる条件のいずれにも該当する場合

- ア 高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金実績報告書（様式第 13 号）に記載され、又は記載予定の補助金の額が、交付決定通知書に記載された補助金の額を下回っていること。
- イ 交付申請書に添付の事業計画書に記載した補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、より能率的に、その補助事業の目的の達成に資するものであると認められること。
- ウ アに規定するその下回っている額は 15 万円又は交付決定通知書に記載された補助金の額に 100 分の 20 を乗じて得た額のいずれか小さい額以下であること。

2 補助事業者は、第 1 項の規定による承認を受けようとする場合は、同項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第 4 号）
- (3) 変更の内容を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第 1 項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、必要な条件を付し、又は第 8 条第 3 項の規定により付した条件を変更することができる。

4 市長は、第 1 項の規定により提出のあった補助事業の変更の承認をしたときは、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金変更交付決定通知書（様

式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市需要開拓促進事業(研究開発)中止(廃止)承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。

6 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市需要開拓促進事業(研究開発)補助金実績報告書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第14号)
- (2) 収支決算書(様式第15号)
- (3) 補助事業の執行において締結をした契約書、請書等の写し
- (4) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し
- (5) 補助事業の成果を確認することのできるもの(写真撮影が可能なものである場合はその写真)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付指令等)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市需要開拓促進事業(研究開発)補助金交付指令書(様式第16号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実施効果の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市需要開拓促進事業（研究開発）実施効果報告書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）に記載した売上目標（当該目標に変更がある場合は事業実績書（様式第14号）に記載した売上目標）の実績値が分かる書類

（2）その他市長が必要と認める書類

（決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）この要綱の規定に違反したとき。

（4）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

（5）補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産

及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（検査等）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

- 2 補助決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月9日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	
費目	内容
原材料費	補助事業に直接使用する原材料の購入費（当該補助対象事業の実施に限って使用するものであることを確認することのできるものに限る。）
消耗品費	補助事業に直接使用する消耗品の購入費（当該補助対象事業の実施に限って使用するものであることを確認することのできるものに限る。）
機械装置・工具器具費	機械装置及び工具器具の購入、製作及び借用（補助事業の期間に限る。）に要する経費（汎用性があるものを除く。）
試験検査費	試作品等の試験、検査及び分析に係る経費
知的財産権等関連経費	特許権等の知的財産権等の取得のため特許庁に納付する手数料、国際規格認証の取得のため審査登録機関等に支払う手数料、他社の開放特許の使用料（補助事業の期間に限る。）等
委託費	補助事業の実施に必要な業務の一部（自ら実行することが困難なものに限る。）を第三者に委託又は外注するため支払われる経費
専門家謝金・旅費	補助事業の実施のために依頼した学識経験者等の専門家に支払われる謝金、宿泊費及び交通費

様式第1号(第7条関係)

年　　月　　日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付申請書

次のとおり高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金の交付を受けたいので、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補 助 申 請 額	円
事 業 の 名 称	
着手・完了	着手予定年月日 年 月 日
予 定 年 月 日	完了予定年月日 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書(様式第2号) (2) 事業実施スケジュール(様式第3号) (3) 収支予算書(様式第4号) (4) 誓約書(様式第5号) (5) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類 (6) 事業計画書に記載された取組内容を補足するための具体的な内容を確認することのできる書類 (7) 履歴事項全部証明書(申請者が個人の場合にあっては住民票の写し)(発行後3月以内のものに限る。) (8) 直近3か年の確定申告書等の写し(申請者が個人の場合に限る。) (9) 直近3期分の貸借対照表及び損益計算書等(申請者が法人の場合に限る。) (10) 本市の市税に係る滞納無証明書 (11) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

事業計画書

1 事業の名称

2 自社の内容

(1) 事業内容

(2) これまでの主な事業実績

(3) 自社の強み・弱み

(4) 自社の現在の課題

3 本事業を実施するに至った背景及び事業目的

4 事業内容

(1) 実施する補助事業の具体的な内容

(2) 本事業の実施において活用を予定している自社の技術

(第三者に委託し実施する場合は、その旨を記載すること。)

(3) 事業の特徴

ア 新規性・革新性

イ 妥当性

ウ 実現可能性

4 市場の現状・今後の市場規模拡大の可能性

(1) 販売先・ターゲットとなるユーザー

(2) 需要の見込み

(3) 本事業に関する市場の現在の規模

(4) 販路開拓の方法及び課題

(5) 今後の市場規模拡大の可能性

5 将来の展望

(1) 商品化の計画・スケジュール

(2) 売上目標

年	円（積算根拠）
年	円（積算根拠）
年	円（積算根拠）

(3) 地域経済活性化への波及効果

(4) 将来的な自社の事業拡大や新たな事業展開の可能性

様式第3号（第7条関係）

事業実施スケジュール

申請者名												
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年度目												
2年度目												
3年度目												

注 補助金の交付の申請の日が属する年度から2年度後までの期間について記載してください。

様式第4号（第7条関係）

收支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	内訳
市補助金		
申請者負担金		
その他収入		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	内訳
計		

注 支出の部の区分の欄は別表第1に定める費目ごとの名称を、内訳の欄は、事業に係る経費の使用目的等を具体的に記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、費目ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。

3 補助申請額

補助対象経費の合計（税抜） × 補助率 = 補助申請額

_____円 $\times \frac{2}{3} =$ _____円
(1,000円未満切捨て。上限150万円)

様式第5号（第7条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあっては、住所及び氏名）

誓約書

申請者は、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- 1 申請者は、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に掲げる中小企業者であって、今後も市内で事業を継続する意思を有する者であることに相違ありません。
- 2 申請者は、要綱第3条第2項第1号に規定するみなし大企業ではありません。
- 3 第7条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。
- 4 申請者は、補助対象事業と同一の事業に対して、国、県その他各種団体等から別の補助金の交付を受けた、又は受ける者ではありません。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号) 第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業(店舗型性風俗特殊営業に限る。)に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。

- 7 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- 8 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- 9 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- 10 申請者は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- 11 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- 12 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 13 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。

様式第6号（第9条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 補助金の交付予定額 円

2 交付の条件

(1) この補助金は、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

(2) 補助事業に着手したときは高松市需要開拓促進事業（研究開発）着手届（様式第8号）を、当該補助事業が完了したときは高松市需要開拓促進事業（研究開発）完了届（様式第9号）を直ちに市長に提出しなければなりません。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

- (4) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金実績報告書（様式第13号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- (5) 補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市需要開拓促進事業（研究開発）実施効果報告書（様式第17号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- (6) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (8) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第7号（第9条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金の交付については、交付をしないことに決定したので、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付をしない理由

様式第8号（第11条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　所在地

名　　称

代表者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市需要開拓促進事業（研究開発）着手届

年　　月　　日付け高　第　号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業に、次のとおり着手したので、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

補助事業の期間	年　　月　　日から
	年　　月　　日まで
着手年月日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日

様式第9号（第11条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　所在地

名　　称

代表者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市需要開拓促進事業（研究開発）完了届

年　　月　　日付け高　第　号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業が、次のとおり完了したので、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

補助事業の期間	年　　月　　日から
	年　　月　　日まで
着手年月日	年　　月　　日
完了年月日	年　　月　　日

様式第10号（第12条関係）

年　月　日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金変更交付申請書

年　月　日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第12条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する事項				
変更の 内 容	変更前			
	変更後			
変更の理由				
変更後の着手・ 完了予定年月日	着手予定年月日 完了予定年月日	年	月	日
変更後の 補助申請額		円		
添付書類	<p>(1) 変更後の事業計画書（様式第2号） (2) 変更後の収支予算書（様式第4号） (3) 変更後の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類</p>			

様式第11号（第12条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金変更交付決定通知
書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

1 変更の内容

2 変更後の補助金の交付予定額 円

3 交付の条件

(1) この補助金は、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

(2) 補助事業に着手したときは高松市需要開拓促進事業（研究開発）着手届（様式第8号）を、当該補助事業が完了したときは高松市需要開拓促進事業（研究開発）完了届（様式第9号）を直ちに市長に提出しなければなりません。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となつたとき。

(4) 補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市需要開拓促進事業(研究開発)補助金実績報告書(様式第13号)に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

(5) 補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市需要開拓促進事業(研究開発)実施効果報告書(様式第17号)に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

(6) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。

(7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(8) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第12号（第12条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市需要開拓促進事業（研究開発）中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け高 第　　号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第12条第5項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年　　月　　日
中止の場合の 再開予定年月日	年　　月　　日

様式第13号（第13条関係）

年　月　日

（宛先）高松市長

申請者　所在地

名　称

代表者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金実績報告書

年　月　日付け高　第　号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円
着手・完了	着手年月日　　年　月　日
年　月　日	完了年月日　　年　月　日
事業の効果	
添付書類	(1) 事業実績書（様式第14号） (2) 収支決算書（様式第15号） (3) 補助事業の執行において締結をした契約書、請書等の写し (4) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類の写し (5) 補助事業の成果を確認することができるもの（写真撮影が可能なものである場合はその写真） (6) その他市長が必要と認める書類

様式第14号（第13条関係）

事業実績書

1 事業の名称

2 具体的な事業の内容

3 補助事業の成果物（その成果を確認することができるもの（写真撮影が可能なものである場合はその写真）を添付すること。）

名 称	説 明

4 補助事業により開発された製品等の今後の計画

当初の事業計画から変更のある場合はその変更が分かるように記載して下さい。

（1）商品化の計画

（2）売上目標

年	円（積算根拠）
年	円（積算根拠）
年	円（積算根拠）

様式第15号（第13条関係）

收支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引 増減額	内訳
市補助金				
申請者負担金				
その他収入				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引 増減額	内訳
計				

注 収支予算書と対比できるように記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、別表第1に定める費目ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。

3 補助申請額

補助対象経費の合計（税抜） × 補助率 = 補助申請額

円 × 2 / 3 = 円

(1, 000円未満切捨て。上限150万円)

様式第16号（第14条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日 付けで申請のあった高松市需要開拓促進事業（研究開発）について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市需要開拓促進事業（研究開発）実施効果報告書（様式第17号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 3 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第17号（第15条関係）

年　月　日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあっては、住所及び氏名）

高松市需要開拓促進事業（研究開発）実施効果報告書

年　月　日付け高松市指令 第　　号に基づき高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金の交付を受けた補助事業について、高松市需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、事業実施効果の報告をします。

補助金の額		円	
完了年月日		年　月　日	
1 回 目	事業の効果	報告年月日	年　月　日
	内　容		
	売上実績等	売上目標	円
		売上実績	円
2 回 目	事業の効果	報告年月日	年　月　日
	内　容		

売上実績等	売 上 目 標	円
	売 上 実 績	円
添付書類	(1) 売上実績が分かる書類 (2) その他市長が必要と認める書類	

注

- 1 1回目は、補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後、2回目は、補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく提出してください。
- 2 2回目は、1回目の事業実施効果を記載した報告書の内容も記載して提出してください。